

両書共に西岡虎之助「池溝時代より堤防時代への展

開—中古農業史の一節—」『史苑三ノ一・二』

を引用している。

・「地頭竈門氏について」『別府史談創刊号』

・別府亀川局郵便区全図、昭和二十八年五月十五日現在

基礎資料、地理調査所、昭和五年発行五万分の一地形

図別府。

・「豊後国田帳」

・「古文書用字用語大辞典」 柏書房

鶴見嶽行常寺大勝院のこと

佐藤 暁

鶴見嶽の中腹の火男火売神社には、かつて龜宝山行常寺という神宮寺があつて大勝院という山伏がいた。当山派（真言宗醍醐三宝院末の修験）に属していた。このことは、当山派豊後豊前の袈裟頭（地方本山）の日出城下

須崎の蓮花院（円海寺・現蓮華寺）にのこる『寛政三年

・鶴見嶽帳本大勝院 書上帳』に詳しい。これは『別府

市誌』の三三三〜四頁に記載されているので参考にされ

たい。しかし『市誌』では文書の後半が省略されていて

それによれば、浜脇村に慈勝院。荒木村に養伝坊。幸野

村に龍宝院の配下をもっていた事が書かれている。この

事から大勝院は別府を中心とする地区の山伏の触頭（帳

本）であつた。鶴見嶽火男火売神社は、『書上帳』では

霧島権現宮と書かれていて、宮主は荒金又右エ門と田中

覚兵衛の二人となつている。この宮主と大勝院が諍を起

こして行常寺を退院する事件が文化六年（一八〇九）に

起こつた。この文書は蓮華院文書の一通であるが紹介し

よう。尚、蓮花寺に文書を見せてほしいと訪れる人もあ

るが、文書の数が膨大で、後の整理に困るので余程の研

究以外は御遠慮願いたいとのことである。また、大分県

日出藩史料の二四〜八に蓮華院文書として収録されてい

て、別府市立図書館にも収蔵されているので、ぜひ御覽

いただきたい。

(端裏書)

立石掛合口上ノ事 大勝院之事

立石村龜室山行常寺大勝院儀、当春二月廿九

日ヨリ篠原之方江下山逗留致候。今以帰り不

申候。尤、是迄度々迎遣し候得共被帰り不申

候趣意御内ニ御披見入レ候口上書之寛左の通

一、去辰十二月廿九日權現宮於神前 宮主当村五右エ門

東畑村寛兵衛 右両人ヨリ大勝院福寿院江申候者、

貴僧方社内へ入勤方仕候儀ハ古来ヨリ無之処、近来

社内江入御勤被成候得共 何ぞ各方御勤方被成候格

敷ト申候而ハ無之間、此後社内御入御勤被成候事御

断申候段 寛兵衛ヨリ申候由ニ付、大勝院返答致

拙僧儀ハ隠居ヨリ被引渡候ニ付 是迄社内ニ入勤仕

成候と追善候由ニ御座候。

一、右ニ付二月八日初而右之段内々ニ而庄屋熊八・与頭

久兵衛方江大勝院被相歎候儀ハ前文之趣 拙僧行常

寺住持相勤候儀難成 退院仕申候ト被申候ニ付、両

人共二氣之毒之趣ニ奉存候。貴僧退院被致候ニも及

申間敷 右之儀ニ付退院被致候而は御公辺 御本寺

へ対し御身分相立申間敷 行常寺も無住ニ相成候間

得と御思案に成 退院之儀は決而御無用ニ可被成候

其内此方ヨリ五右エ門・寛兵衛の様子得と糺し御方

之御為ニ惡敷様成取斗ハ仕間敷ト申 両人ニ而彼是

相宥差停申止。

一、同十八日村方江小祭有之候 序ニ立寄大勝院致申候

ハ先頃被仰候義如何思案仕候而も何分両人ヨリ前書

之通被申候而ハ心外 御神ニ対シ身相濟不申 退院

ヨリ外思案無之間 熊八江内々申置退院可致被候ニ

付、何事も相尋不申候而ハ如何様之御返答も出来不

申併左様不被仰候共 前夏申入通り御勤弁ト申事第

一之義ニ御座候間、御寺大事 御身分之儀御考 御

袈裟ニ対シ御勤考被成可然存候。何連其内宮主両人

方相調 如何様共御身分ニ惡敷取斗ハ仕間敷候。左

様思召御心長ク御世話可被成候。

何連之通被騒ハ不仕候得共 東畑村ト立合之場所故

盛急ニ仕境論之様ニ相成候得ハ双方不為ニ候間 貴僧

ニも右之趣得と御考御心長ク思召可然 其内相調可

申段種々訳合申奉 五右エ門江右之段申達 東畑
村覚兵衛方江咄合相談為致申候。

一、同廿八日 又々村方江祭り御座候而大勝院被見 前
書之趣被申 拙僧社内江入候儀不相成趣 宮主ヨリ
被申候趣 何分心外ニ致候故 熊八 久兵衛兩人ヨリ
取斗呉候而も拙僧御神之御氣ニ叶不申と相考候上
ハ弥退院思ひ立申候。右ニ付先頃も申候通 内々熊
八殿江御断テ退院仕可申ト政所御差図難被成候。表
立御願候ハ如何可相成哉被申候ニ付。熊八相答候、
其ケ様之儀御差図出来不申 左様思召候ハ、貴僧ヨ
リ浜脇八郎右エ門殿江御願可被成候、左候ハ、此方
ヨリも右之訳可申遣ト申候処 八郎右エ門殿御差図
可被成下哉と尋候付 熊八ヨリ申候ハ夫ハ如何可有
御座哉併八郎右エ門と申候而も一寺之住僧御公儀迄
相知シ居申候儀ニ御座候得ハ 一了簡ニ而ハ御差図
も被成間敷哉と相答申 左様候得ハ大辺之儀ニ相成
何そ村方江訳合も無之て 大変之御世話懸ケ候様ニ
相成り氣之毒ニ奉存候と申候ニ付 又々熊八ヨリ申
候ハ 此間ヨリ段々申候通り御身分悪敷様成儀致間

敷候間 先短氣ニ不被仰と共 万事御考御心長ク御
世話可被成候。其内相調へ様子可申進候 此間被仰
候儀も五右エ門 方江申達同人方ヨリ返答申參答ニ
御御座候 左様御承 知可被成候。

一、同廿九日ニ何方江も何之届ケ無之前書之趣ニ而篠原
江引越候由 尤内儀・小共ハ廿三四日頃同所之様ニ
出シ候趣ニ御座候。右故此方も村方役人共立会段々
相談仕候得共 東畑之方相談不相分段々延引仕候。

一、三月中頃 福寿院・幸兵衛ト申者 篠原江左右間ニ
遣シ申候

一、三月廿一日 当村絵踏改ニ付、十九日篠原江書状ヲ
以仰遣候処、病氣ニ而歩行難成帰り得不申印形等行
常江有之間宜敷取斗い可被下と申參候。

一、三月ニ御改後 又々村方立会社内江大勝院入候事
五右エ門段々申談候処 古来ヨリ大勝院社内江入来
り候脇合無御座候得共 是迄近来入来候処 此方越
度ニ御座候村々村方ヨリ御頼之儀ニ御座候間 東畑
之方ハ相濟不申候得共仮如何申来候共 五右エ門并
村中 一統致此方ハ是迄之通り社内之勤 大勝院致

候而も宜敷と申候ニ付 三日ヨリ四日迄篠原江迎
四五度程遣シ 右之段夫者口上ニ而大勝院江申入候
得共被帰不申候。

一、五月六日 後見八郎右エ門 当村江被見候ニ 又々
右大勝院迎立儀村方立会相談仕候所 八郎右エ門申
候者 大勝院如何様之存心ニ候哉不相分候間 直談

致度間先御用有之間御帰院可被成段 八郎右エ門

熊八両人之手紙ヲ以篠原江五月十日夫兩人迎ヲ遣申
候処 大勝院矢張右社内江入候儀被差留候段心外ト

斗被申帰り不申 其上夫之長江口上ニ而拙僧之儀ハ

退院仕候間 御用之儀有之候ハ、 此段行常寺之方

江御懸合可被下候 此方ハ御懸合御断申候と返答申

参候。

一、六月三日 又々八郎右エ門殿 熊八両人之手紙ニ而

村方ヨリ式人并福寿院 浜脇村金光院四人 何連大

勝 院帰リ被申候様ニト迎ニ遣候所、何分帰リ不被

申段申之候得共 漸相宥浜脇八郎右エ門殿宅迄四日

ニ右之者同道ニ而被参候ニ付 其夜八郎右エ門始め

金光院 福寿院ヨリ申候者 行常寺江御帰り不被成

候而ハ御養父極老式人誠之外難儀 誠ニ飢禍ニおよ
び候間何連御帰院可成候。御内々篠原江御逗留被成
行常寺退院と申候而ハ 第一御上江奉対 寺極老式

人茂捨篠原江居住被成相濟不申儀ニ御座ト 色々ト

帰院之儀相進候得共得心無之不被帰と斗リ被申候ニ

付八郎右エ門ヨリ右之筋斗之儀ニ候得ハ 御望ミ通

社内御勤之義も出来相濟御面目も相立候間御帰可然

尚 又、内證御世話事多御帰難被成候ハ、拙者共如

何様共取斗御立行被成候様世話仕可申と色々相進候

得共 大勝院承知無之 右故翌五日 当村江村役人

両三人百姓代両三人参候様八郎右エ門ヨリ申参候ニ

付 与頭百姓代五六人浜脇八郎右衛門殿宅ニ罷越

終日被帰 候様種々相進申候得共承知無之ニ付 無

抛乍残念手切之様子ニ相成取引申候。右者大勝院行

常寺之方引取 篠原方江罷越候ニ付村方ヨリ茂 行

常寺隠居及老年其上近年病身ニ而大勝院退院被致候

而ハ及難儀 飢禍候間 何卒呼帰し申度ト段々世話

仕候得共 前 書之通大勝院被申帰山不被致此方者

力ニ及不申候。一、鶴見嶽大権現宮之儀者 古来ヨ

リ唯一之宮ニ而是迄社

文化六年巳六月十三日

僧之掛り合と申候而ハ何そ無御座候。古来権現宮影

日出

蓮華院様

向之節ヨリ宮主五右エ門方ヨリ御神体取扱一切社役

勤来候。是ハ慎成證拋書物等も御座候。大勝院方之

儀ハ古来五右エ門先祖之弟ニ而薩州霧島ヨリ参候節

五右エ門ハ里下り屋敷を構江。大勝院先祖ニハ右行

常寺之場所江庵りを結セ権現宮花香掃除等為致候ト

斗り御座候而外ニ何モ訳合も無御座候。右故御神体

取扱鍵等迄五右エ門方江預り来申候。神事祭礼之儀

宝永三年。兩村立会ニ相成。立石村之方者朝見村社

人。河内。東畑村ヨリ南石垣村社人近江右兩人江頼

勤方被等致来申候。是又兩村取替し證文等御座候。

尤、社家之方も権現神主と申者無御座候。祭礼之節

雇ニ而神事相勤来。宮主五右エ門。覚兵衛兩人ニ而

一切宮支配致来申候。

右。大勝院方江掛合訳認差上候様被仰下候ニ付。前

書之通懸合之趣荒増相認懸御目申候。御被見可被下

立石村庄屋 熊 八

さて、この結末はこれに続く文書が整理途中で明らかでないので、明確になったときに再度紹介したい。なお鶴見嶽権現の由来も注目する必要があると考えられる。